

第 4 6 号議案

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市交流会館条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を次のように改める。

（開館時間及び休館日）

第 2 条の 2 会館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、宿泊の場合は、午後 2 時から翌日の午前 1 0 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 会館の休館日は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

第 1 2 条の次に次の 3 条を加える。

（目的外使用料）

第 1 2 条の 2 目的外使用の許可を受けて会館の一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第3に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

(目的外使用料の減免)

第12条の3 市長が特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

(保証金)

第12条の4 市長は、必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金は、使用状況又は種別により、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。

4 保証金には、利子をつけない。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第9条関係)

使用時間区分 種別	午 前	午 後	全 日	宿 泊
	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後2時から翌日 の午前10時
ホ ー ル	1,330円	1,330円	2,460円	
教 室	720円	720円	1,230円	
実 習 室	1,020円	1,020円	1,850円	
会 議 室	610円	610円	1,020円	
コテージ			4,000円	8,000円

別表に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 1 2 条の 2 関係)

種 別	単 位	金 額
土地使用料	1 年	固定資産評価基準により算定した額に 1 0 0 分の 4 を乗じた額
建物使用料	1 年	固定資産評価基準により算定した額に 1 0 0 分の 6 を乗じた額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じ土地使用料を加算した額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の 5 倍に相当する額の範囲内において、市長が定める額とする。
- 2 使用の期間が 1 年未満の端数が生じる場合には月割で計算し、1 月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を 1 2 で除した額とし、日割にあつては年額を 3 6 5 で除した額とする。
- 3 使用の期間が 1 日未満の場合は、1 日として計算する。
- 4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が 1 平方メートル未満の場合は、1 平方メートルとして計算する。
- 6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。
- 7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。
- 8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 2 の改正規定中宿泊の規定及び別表第 1 の改正規定中コテージの規定は、平成 3 0 年 7 月 1 日から施行する。

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 森のステーションかめおかの取り組みに係る亀岡市交流会館の利用促進のため、所要の規定整備を図ること。
 - (1) 宿泊施設の使用料及び使用時間の規定を設けること。
 - (2) 休館日を改めること。
 - (3) 目的外使用料に係る規定を設けること。

- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。ただし、1の(1)の規定は、平成30年7月1日から施行すること。